

就職氷河期世代を積極的に募集する 求人申込みのお願いについて

ハローワーク高崎では令和2年4月1日から「キャリア・チャレンジ応援窓口」を開設し、担当者制によるサポートを中心とした就職支援を実施しています。

就職氷河期世代とは・・・

バブル崩壊後の1990～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代のことを「就職氷河期世代」と言います。

2024年度現在では、**概ね35歳以上56歳以下**の方が対象となります。



採用等に係る好事例集(企業からの声)

コミュニケーションを円滑化

- ・就職氷河期世代は、従業員において高年齢層と若年層の中間にあたる層が薄いという課題を解決してくれる人材です。
- ・就職氷河期世代の人は落ち着いており、様々な属性のお客様の対応も、大きなトラブルなく対応出来ることが多い。

職場に変革・成長をもたらす

- ・就職氷河期世代には、新卒の定期採用で入社した従業員とは違った経験をしてきた人がおり、職場に新たな視点を持ち込んでくれます。
- ・未経験者として入社した就職氷河期世代の従業員が専門知識を身に付け、経験を重ねた今は、後輩への指導役を担う貴重な人材に成長した。

人手不足を解消

- ・就職氷河期世代の求職者の数が多く、この世代をターゲットとして採用活動を行うことで、より多くの人材を集めることが出来ると感じた。
- ・就職氷河期世代の従業員が資格取得に向けて頑張る姿に感化され、自然と職場での応援体制ができ、従業員の一体感も増しました。

事業主の皆様には、就職氷河期世代の募集並びに採用につきまして
ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先： ハローワーク高崎 求人部門 TEL:027-327-8609 31#



特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)

①

事業主の皆さまへ

「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」のご案内

バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年(1993年)～平成16年(2004年)頃に就職活動を行った方々を就職氷河期世代と称します。この助成金では、就職氷河期世代のうち、
●不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望しているが今現在非正規雇用で働いている)方
●仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けておられる方
●学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方などの正規雇用としての就労を支援しています。

<対象となる労働者> 下記①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れの日において①～⑤のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」という)の紹介で**正規雇用労働者**として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

① 1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日の間に生まれた方
② 雇入れの日前日より起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を満了した期間が1年以上ある方 ①ただし、就業先等で、この期間中に就業上の地位が変更となり、かつその間に就業している方(例)③④、転職後の期間が1年以上ある方、この期間中に就業上の地位が変更となり、かつその間に就業している方(例)③④、転職後の期間が1年以上ある方、この期間中に就業上の地位が変更となり、かつその間に就業している方(例)③④
③ 雇入れの日前日より起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ④ 過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がある方でも、就業先等の関係により期間が短縮された方(例)③④
⑤ ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」であつて、ハローワークなどにおいて、個別支援等の試みに向けた支援を受けている方
⑥ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

正規雇用労働者とは
正規雇用労働者は、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する方とします。ただし、一週間の就業時間(週40時間以上)を確保し、且つ労働契約を締結する必要があります。また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることが必要です。
(ア) 労働契約上の労働時間の定めがある労働者であること
(イ) 所定労働時間が週一の労働者に雇用される労働者の所定労働時間(週40時間以上)と同じ労働者であること(短時間労働者の場合は、通常の所定労働時間と同じであることが必要ありません)
(ウ) 同一労働者に雇用される労働者の労働条件と同等である労働者(同一労働者である労働者の就業状況に基づき労働時間、賃金、退職金、休日、退職給付制度等の労働条件について比較雇用形態とされた労働者と同等である労働者であること)

<支給額> 対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します

合計助成額	支払い方法
60万円(50万円)	30万円(25万円)×2期

① 労務大企業に付する期間短縮

[ご案内]
本コースの対象となる労働者を雇入れ、訓練・研修上を実施した場合は、本コースの①、②の助成額を支給する「**雇入れ支援人材活用 促進コース**」があります。
対象求人・人材育成などを事業主の就業主の情報は、こちらのウェブサイトをご覧ください
<https://www.jobex.go.jp/contents/0001021888a.asp>

LL59401205

就職氷河期世代の人材活用 ～企業を元気にする12の好事例集～

②

就職氷河期世代の人材活用
～企業を元気にする12の好事例集～

厚生労働省

「就職氷河期世代活躍支援」のご案内

③

事業主の皆さまへ

「就職氷河期世代活躍支援」のご案内

就職氷河期世代の採用に向けた助成金、ハローワークなどを活用ください

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の中には、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、さまざまな困難に直面している方がいます。そのため、厚生労働省では、就職氷河期世代の方々に向けた支援を行っています。

事業主の皆さま、今回ご紹介する各種助成金やハローワークの各種サービスを、ぜひご活用いただき、就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材活用をお願いします。

※おおよそ1993年(平成5)年～2004年(平成16)年に学校卒業後就職した世代を指します。

1 就職氷河期世代活躍支援の際、ご利用いただける主な助成金

- 求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合
不安定な契約で短期間(原則3か月)試用雇用する場合、事業主は、「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
○ 2年以上に3回以上期間延長を繰り返している者 ○ 継続している期間が1年以上の者 ○ 育児等で離職し、安定した仕事に就いていない期間が1年以上の者 ○ 1968年(昭和43年)4月2日以降に生まれた者、かつ、職業紹介の紹介でハローワークなどにおいて求職者となる個別支援を受けている者 ○ 特別の配慮を要する者(生活困窮労働者等)	月額 4万円

- 正社員経験が無い(少ない)方を正社員として新たに雇い入れようとする場合
正社員経験が無い方、正社員経験が少ない方(非正規雇用労働者である方も含む)を、正社員として雇い入れる場合、事業主は、「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
○ 1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日まで生まれた者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1年以上の期間が1年以上の者 ○ 雇入れの日前日より起算して過去1以上	対象労働者1人あたり 対 60(50)万円 (6か月分支給: 30(25)万円 1年分支給: 30(25)万円) ※関係内中小企業以内

- 非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合
非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練(有期雇用型訓練)を実施する場合、事業主は、「人材開発支援助成金(人材活用促進コース)」によって、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成を受けることができます。

対象となる訓練	支給額
○ 企業でのOJTと教育訓練センターなどで行われるOJTを効果的に組み合わせる訓練であること ○ 実施期間が1か月以上であること ○ 訓練期間が1か月以上かつ訓練が実施して42時間以上であること ○ 訓練期間中に100時間のOJTの割合が1割以上1割以下であること	① 研修期間: 一正転換した場合: 70% 一非正規労働者: 50% ② 訓練期間: 760円(360円) ③ OJT実施期間: 1,000円(900円) ※関係内中小企業以内 ※①は1人1回、②は1人1回～5回あたりまで、③は1～3回まで1回あたり1回

LL59401205

リーフレットはこちらの
二次元バーコードよりご確認をお願いします



是非、この機会に「就職氷河期世代歓迎求人」のお申込をご検討ください。

